

「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和6年3月16日（土）～4月19日（金）

■提出された意見の件数：9件【法人6件、個人3件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【6件】（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社

個人【3件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	(株)NTT ドコモ	開設計画認定満了以降は各社の事業戦略に基づき基地局等の展開を行っていく領域と考えており、周波数帯の特徴を活かし、ニーズに応じたエリア展開を行うことや、社会課題への取組等についても周波数の有効利用として考慮頂くよう基準を適宜ご検討頂くことを希望します。 開設計画満了後は将来のトラヒック需要に合わせた展開等、各社戦略を立て取り組む領域であり、ニーズに応じて展開することがビジネス拡大に繋がると考えることから、5G 専用周波数については、当面の間、総通局毎はモニタリングの数値とし、全国合算のみで評価する等など、事業者側の整備自由度や裁量を確保して頂くことを希望します。 利用状況調査における調査項目は多岐にわたることから、評価方針に準じた調査の簡素化について検討頂くことを希望します。	いただいた前段のご意見について、電波の有効利用に係る基準等については、ご指摘の点も含め、適時適切に検討を行ってまいります。 中段の 5G 専用周波数は全国合算のみで評価を希望するとのご意見については、全国のみならず、総通局ごとの電波の有効利用の程度に係る実績や進捗に関する評価を行っていくことが、地域における更なる電波の有効利用の促進に資すると思われることから、原案のとおり、総通局ごとの評価も実施していくことといたします。 後段の利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無

2	KDDI (株)	新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しが実施される場合は、事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画への見直しが必要となる場合があると想定しております。 具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。	新たな評価方法及び基準を設ける場合には、いただいたご意見も参考にしつつ、適切に対応してまいります。	無
3	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning (株)	(総論) 今回、新たに「有効利用評価方針」の改定案が示されましたが、電波の有効利用の更なる推進を図る観点から、評価基準の継続的な見直しは有意義な取り組みであると考えます。 評価基準の見直しにあたっては、例えば以下の点を考慮することでより実態に即した評価になると考えます。 ① 開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 ② 各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況 ③ 各評価項目の性質を踏まえた評価基準の設定 ④ 他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※の採用 ※評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等 上記の観点を踏まえ、各評価基準についての当社意見を申し上げます。	いただいた前段のご意見については、賛同意見として承ります。 いただいた後段の評価基準の見直しに係るご意見については、後述のNo8、9、11、15 及び 18～20 の考え方をご参照ください。	無
4	UQ コミュニケーションズ(株)	新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しが実施される場合は、携帯電話及び全国 BWA 通信事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画への見直しが必要となる場合があると想定しております。 具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。	新たな評価方法及び基準を設ける場合には、いただいたご意見も参考にしつつ、適切に対応してまいります。	無
二 評価の単位及び区分				
5	KDDI (株)	(該当箇所：2 (評価区分は調査区分と同一)) 本有効利用評価方針を適用して評価いただく対象は「携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査」と理解しています。同調査の項目、粒度は毎年増加しており、それに伴い携帯事業者の調査・集計稼働も毎年増え、約1か月の回答期限では間に合わない状況でございます。	いただいた利用状況調査の調査項目・粒度に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無

		また、同調査の項目・粒度に対し、有効利用評価結果は項目・粒度ともに絞られた形で公表されております。 つきましては、事業者の稼働にも配慮いただき、調査項目・粒度の削減を検討頂きたいと考えます。例えば、電波監理審議会での評価項目・粒度に絞ることなどが考えられます。		
6	UQ コミュニケーションズ(株)	(該当箇所：2 (評価の区分は調査区分と同一)) 本有効利用評価方針を適用して評価いただく対象は「携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査」と理解しています。同調査においては、項目の増加、細分化が進められており、それに伴い携帯電話及び全国BWA通信事業者の調査・集計稼働も毎年増加し、回答期限も厳しい状況でございます。 また、同調査の項目・粒度に対し、有効利用評価の結果は、項目・粒度ともに絞られた形で公表されております。 つきましては、電波監理審議会での評価項目・粒度に準じるなど、調査項目の削減、粒度の見直しをご検討頂きたく存じます。	いただいた利用状況調査の調査項目・粒度に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無
三 評価の事項、方法及び基準				
使用周波数の移行計画				
7	KDDI(株)	(該当：1 (3) ウ(ウ) 移行に要する期間、注釈 20) 弊社は、他社に先行して、令和4年3月末に3G携帯電話向けサービスを終了しており、2年以上経過している状況で今回の新たな考え方が適用される場合は、評価の起点として「変更前の通信規格を終了した時点」ではなく「評価方針改定年度の年度末から5年以内」と読み替えて頂くことを希望します。 ＜参考＞ 3G携帯電話向けサービス「CDMA 1X WIN」を22年3月31日に終了 https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2021/11/29/5546.html	本改定案中、移行に要する期間の評価基準に係る注釈 20においては、「最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から5年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。」としています。 このただし書きの適用については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。	無
電気通信業務用基地局の数				
8	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙1、ニ 6GHz超の周波数帯、1 電気通信業務用基地局の数) ミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準について、周波数帯平均値による相対評価が新たに設定されましたが、総論④で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点から	いただいた前段のご意見について、スポット的に利用されるミリ波帯の基地局数の評価は、基地局の数に係る絶対評価の適切な基準の設定は困難と考えられるため、各社間の競争による基地局の整備促進も期待し、原案のとおり、基地	無

		は相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 やむを得ず周波数帯平均値による評価を行う場合でも、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点から、当年度の調査結果に基づく周波数帯平均値ではなく、前年度の調査結果に基づく周波数帯平均値を用いることが望ましいと考えます。	局数の周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。 いただいた後段のご意見について、前年度の周波数帯平均値からの増分を考慮した適切な評価基準の設定は困難と考えられるため、原案のとおり、当年度の周波数帯平均値とすることが適切と考えます。	
面積カバー率				
9	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙1、－ 6GHz以下の周波数帯、3 面積カバー率) 面積カバー率については、現在は各社との相対評価が行われていますが、総論④で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保の観点からは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 しかしながら面積カバー率について、やむを得ず相対評価を継続する場合は次にあげる点について考慮する必要があると考えます。 当該評価は、同一周波数帯内事業者間の平均値との比較のみで行っているため、特定の周波数帯における特定の事業者の面積カバー率が突出していることにより、電波特性の近い近接する周波数帯間で評価軸に大きな差分が生じている事例※が存在することから、総論②の考え方も考慮し、類する周波数帯の調査結果と比較した場合に突出して評価の高い値については、特に優れているとの特別な評価（例：SS）として、別に扱う等の措置も検討すべきと考えます。 ※例：面的なトラヒック対応に活用している帯域として、2.5GHz 帯と 3.4GHz 帯、3.5GHz 帯の面積カバー率を比較した場合	いただいた前段のご意見について、面積カバー率は、山地などの人が居住していないエリアを含む指標であることから、絶対評価の適切な基準の設定が困難と考えられるため、各社間の競争による面積カバー率の拡大も期待し、原案のとおり、周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。 いただいた後段のご意見について、基本的に、同一周波数帯において事業者間の実績値に大きな差分が生じている場合は、当該実績値の低い事業者に一層の努力を求めたいと考えますが、ご意見の趣旨については今後の参考といたします。	無
基盤展開率				
10	KDDI(株)	(該当：別紙1、－ 6GHz以下の周波数帯、4 基盤展開率) 携帯電話基地局においては、土地所有者からの指示により既存基地局を別の場所へ移設しなければならない場合があります。 基盤展開率の二次メッシュにおける山間部や離島エリアでは、設置可能場所が限定されるため、代替地の手配に相当の期間が必要なケースが想定されます。 したがって、3.7GHz等における基盤展開率の評価について、上記	基盤展開率の評価については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。	無

		状況の際は改定案の注釈18と同様に、特に考慮すべき事情として「未評価(R)」としていただくことを希望します。		
11	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、4 基盤展開率) 今回新たに基盤展開率の評価基準が設定されましたが、総論③で記載の通り、評価基準は各評価項目の性質を踏まえて設定されることが望ましいと考えます。 今回設定された基準は、9頁で示されている人口カバー率の評価基準のうち、『(4) 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下』以上の周波数帯と同じ評価基準を適用していますが、人口カバー率と基盤展開率では整備の考え方が異なり、また、上昇の仕方についても、人口カバー率はカバーしたメッシュ内の人口に応じて大きく変動する一方、基盤展開率はカバーしたメッシュ数と直接比例するなど、性質が異なります。 このように、人口カバー率と基盤展開率で性質が異なることを考慮すれば、基盤展開率は人口カバー率と別の尺度で評価すること(例えば、基盤展開率はカバーメッシュ数と比例して上昇することから、基準値(S～C)を15%ごとの等間隔とするなど)が実態に即した基準となると考えます。	人口カバー率と基盤展開率で異なる基準を設けること、特に、人口カバー率の基準値よりも相当程度低い基準値(人口カバー率の「A」評価は「90%以上」であるが、ご意見のとおりとした場合「80%以上」となる。)を設定することについて、相当の理由があるとまではいえないと考えることから、原案のとおりといたします。	無
12	楽天モバイル(株)	(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、4 基盤展開率) サブ6は混雑エリアのハイキャパシティ対策に有用な周波数帯であり、まずはユーザの体感を上げることを最優先し、高トラヒックエリアなどを中心に整備することが必要と考えます。 一方で、5G基盤展開率を指標とした場合、基地局を非居住エリア等、需要の見込めない場所も含め全国均等に設置することが必要となり、需要の高いエリアへの投資が持ち越され、効果的な基地局整備ができなくなります。 このため、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における評価の基準のうち、サブ6の基盤展開率を含むエリアカバレッジの評価基準については、適切なタイミングで人口カバー率のみとすることが望ましいと考えます。	ご指摘の点については、「令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果(令和6年3月公表)」の30ページにおいて、「Sub6のエリアカバレッジの実績評価については、将来的には、現行の認定期間満了後の評価基準と同様に人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行っていくことが望ましいことから、毎年度、人口カバー率や面積カバー率の進捗を注視しつつ、適切なタイミングで評価基準を見直す方向で検討していくこととしたい。」としております。	無
無線局の行う無線通信の通信量				
13	(株)NTTドコモ	(該当：別紙1、2 無線局の行う無線通信の通信量) トラヒックから利用状況をリアルタイムに把握し、夜間等のトラヒック需要が少ない時間帯に一部周波数帯の基地局をスリープさせることでネットワークを省電力化するスリープ制御を導入して	基地局スリープ機能については、他の周波数帯の活用により、利用者の接続面での利便性を損なうことなく省電力化を図っており、そのような社会課題解決に資する取組は理解するところ	無

		おります。お客様のトラフィック需要に応じて柔軟に周波数を活用しつつネットワークの省電力化によるカーボンニュートラル等の取組も加味した評価となるよう基準について検討頂くことを希望します。	です。 通信量に係る評価の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、継続的に検討を行ってまいります。	
14	KDDI(株)	(該当：1(2) ア(定量的及び定性的に実績評価又は進捗評価を行うものとする)) 弊社は、周波数帯ごとの特性を踏まえ、お客様の通信速度や体感品質が最も高くなるように、複数周波数帯を横断してデータトラフィック量を分配しています。 他事業者も同様と想定しているため、通信量の有効利用評価においては、各周波数区分による評価ではなく、全周波数合算により評価いただく方が周波数の有効利用を評価する方法として適切と考えます。	通信量に係る評価について、全周波数合算のみによる評価を行った場合、周波数帯ごとの通信量に係る電波の有効利用の程度の評価を行うことが困難になることから、原案のとおりいたします。 通信量に係る評価の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、継続的に検討を行ってまいります。	無
15	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙2、－6GHz以下の周波数帯、4無線局の行う無線通信の通信量) 通信量の認定満了後の進捗評価については、周波数帯ごとのトラフィック総量を前年度実績値と比較していますが、例えば、NR化等の世代交代のタイミングでは、事業者全体のトラフィック総量は増加しているものの、NR化の準備や進展に伴い周波数帯ごとのトラフィック総量が減少するという事象も想定されます。NR化などのように、電波の有効利用の更なる推進に資する取組みが原因となるトラフィック総量の減少については、評価の際も配慮頂くことを希望します。	通信量の評価に当たっては、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。	無
技術導入状況				
16	(株)NTTドコモ	(該当：別紙1、2、3、4 技術導入状況) SAやスライシングなど新技術の実装は進化の途上であり、SA対応機器・端末が限られています。ニーズやサービスと連動し展開することがビジネス拡大につながると考えることから、現時点ではモニタリング指標として頂くことを希望します。	5Gの特長を最大限発揮するには、様々な品質要求に対応できるネットワークスライシングを活用した柔軟なネットワークの構築が必要となり、このためには、SAの導入の進展が期待されます。 本改定案では、国内におけるSA導入の更なる促進のため、原案のとおり、SAを技術導入状況の評価基準に加えることとします。 なお、実績に係る評価基準では、周波数帯ごとに、SAを評価区域内の一部の都道府県において導入している場合は「A」評価、全ての都道府県	無

			で導入している場合は「S」評価としており、ニーズ等に応じた周波数帯や地域から順次 SA 展開を行っていくことを期待します。	
17	楽天モバイル(株)	(該当：別紙 1、2、3、4 技術導入状況) 5G SAは、5GとLTEとの同時利用(キャリアアグリゲーション)が出来ないため、5G NSAに比して、ユーザ体感が下がる可能性があります。また、5G SAは特定の利用者のみ利用が可能であるため、公平性/中立性観点においても留意が必要です。したがって、事業者の状況によりユーザ体感が低下する可能性のある項目は、評価の基準に適したものではなく、少なくとも現時点では、SAを評価基準とするべきではないと考えます。	5G の特長を最大限発揮するには、様々な品質要求に対応できるネットワークスライシングを活用した柔軟なネットワークの構築が必要となり、このためには、SA の導入の進展が期待されます。 本改定案では、国内における SA 導入の更なる促進のため、原案のとおり、SA を技術導入状況の評価基準に加えることとします。 なお、実績に係る評価基準では、周波数帯ごとに、SA を評価区域内の一部の都道府県において導入している場合は「A」評価、全ての都道府県で導入している場合は「S」評価としており、通信品質に影響がない周波数帯や地域から順次 SA 展開を行っていくことを期待します。	無
総合的な評価				
18	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙 1、－ 6GHz以下の周波数帯、7 総合的な評価) 6GHz以下の周波数帯の総合的な実績評価(S～C)の基準は、人口カバー率または基盤展開率といったカバレッジ指標のみを参照していますが、6GHz以下においてもトラヒック処理に適した周波数帯が存在※しており、トラヒックを効率的に処理するためにはCAやMIMO等の技術導入が有効であることを踏まえれば、これら技術の導入状況の評価することも電波の有効利用に資すると考えられることから、トラヒック処理に適した周波数帯の総合的な実績評価は、カバレッジ指標に加えて、トラヒックを効率的に処理するための技術導入状況の評価結果を反映することが適切と考えます。 ※総務省『5G普及のためのインフラ整備推進WG』（以下、インフラ整備推進WGと呼称）のNTTドコモ殿の資料においても、3.4GHz帯以上は周波数帯の特徴を加味しトラヒック対応を重視し、ニーズに応じた展開方針と記載 少なくともSub6帯については、インフラ整備推進WG（第1回）の事務局説明資料においても、高トラヒックエリアへの整備を求める	ご意見をいただいた 6GHz 以下の周波数帯の「総合的な評価」については、電波の有効利用の程度の評価として、エリアカバレッジが重要との考え方にに基づき評価基準を設定しております。 「総合的な評価」の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無

		方向性が示されていることから、総合的な実績評価において、トラヒックを効率的に処理するための事業者の整備状況を現す『6（技術導入状況）』の評価結果を反映することが適切と考えます。		
19	ソフトバンク（株）/Wireless City Planning（株）	（該当：別紙1、二6GHz超の周波数帯、4 総合的な評価） 16頁に対する当社意見の通り、やむを得ず基地局数の周波数帯平均値による相対評価を行う場合、ミリ波帯の総合的な実績評価（S～C）の基準は、基地局数の評価結果のみを参照するのではなく、ミリ波帯がスポット的なトラヒック需要への対応に適していることを踏まえれば、Sub6帯と同様、トラヒックを効率的に処理するための事業者の整備状況を現す『3（技術導入状況）』の評価結果を反映することが適切と考えます。	ご意見をいただいたミリ波帯の「総合的な評価」については、電波の有効利用の程度の評価として、基地局数が重要との考え方に基づき評価基準を設定しております。 「総合的な評価」の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
ミリ波に係る評価				
20	ソフトバンク（株）/Wireless City Planning（株）	（該当：別紙1、二6GHz超の周波数帯） 6GHz以下の周波数帯は、面的な整備に適していることから、基地局数に加え人口カバー率や面積カバー率などのカバレッジ指標を用いて面的な活用程度の実績評価をしていますが、ミリ波帯は、6GHz以下の周波数帯と電波特性が大きく異なり、スポット的なトラヒック需要への対応に適していることから、人口カバー率などのカバレッジ指標とは別の観点による評価基準を検討する方向性が示されたものと理解しています。 総務省『5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書』（令和5年8月1日公表）にもある通り、ミリ波帯を活用したイノベーションや新サービスの創出が求められているところ、それら利活用の浸透や普及の程度を計るためには、基地局数のみでは単純に把握することができないことから、例えば、ミリ波帯を活用した「ソリューションやアプリケーションの種類」※1とそれらサービス等の導入実績のある「スポットの拡がり」※2とを組み合わせた評価を行うことなどが有益と考えます。 ※1 ソリューションやアプリケーションのメニュー数 ※2 メニューが利用可能となるメッシュ数 なお、ミリ波帯の普及促進の観点からは、まずはミリ波帯全体を把握するため、事業者合算での実績を評価することが有効であると考えますが、ソリューションやアプリケーションの種類は今後多様化していくことが想定されることから、類型化やその導入済みのエリア区分等については、継続的な検討が必要と考えます。	いただいた前段のご意見については、ご理解のとおりです。 いただいた後段のご意見については、今後の事業者ヒアリング等において、ミリ波帯を活用したソリューションやアプリケーションの利用実態、今後の展望等を把握した上で、ミリ波帯の評価の在り方について適時適切に検討を行ってまいります。	無

その他				
21	個人	携帯電話が使いづらいときがあるので、地下にあるところでもサクサク使いたいです。	本案は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、ご意見については、本意見募集の対象外です。	無
22	個人	なぜ「トラヒック」なのか？ 総務省では「トラフィック」を使っているのなら、「トラヒック」を使ってほしい。 「総務省 令和元年版 情報通信白書 データトラフィックの拡大」の「第 1 部 特集 進化するデジタル経済とその先にある Society 5.0 第 2 節」 ここではなぜ「トラフィック」なのか？ 「総務省」と「総務省」は別組織なのか？ 「トラフィック」と「トラヒック」の違いを「総務省」と「総務省」に聞くと同じだと答えるのなら、なぜ両方使うのか？ 一つの資料では記載が「トラヒック」で統一されていても、別の資料では「トラフィック」で統一されている。 一つの資料だけを検証すれば間違いはないのだが、資料毎に表記が違うのはなぜか？ 「トラヒック」では「しゃっくり」なのである。 「電波という言葉は差別用語なので使わないで」との電波当事者の意見に対して、言葉の定義を用いて拒否するのなら、なぜ定義に従って「トラヒック」だけを使わないのか？	電波法関係法令において、「トラヒック」の用語が使用されていることから、本有効利用評価方針においても「トラヒック」を使用しています。	無
23	個人	楽天モバイルへプラチナバンドを再割り当てする前提で、この評価を行うべき。 楽天モバイルへ割り当てられるプラチナバンドの帯域が狭すぎるので、docomo などの他の携帯会社と同じ程度割り当てるべき。プラチナバンドを割り当てず、既存の携帯会社ばかり優遇するのは行政機関として恥ずかしくないのか	いただいた前段のご意見について、有効利用評価方針は、特定の事業者への再割当てを前提とした評価を行うものではなく、各社共通の評価基準に基づき、電波の有効利用の程度を評価しているものです。 いただいた後段のご意見について、本件は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

注：その他、本改正案と無関係と判断されるものが1件ありました。